

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（42-27）のスクラム入口弁グランド部より水のリーク（2滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	主タービンバイパス弁の動作確認において、同弁オープニングジャッキ装置（手動開閉装置）のリンク機構廻り止め用ピンに折損が認められたため、当該ピンを交換	C	
欠番	削除	削除【非常用ディーゼル発電機（A）燃料デイトンクレベル計に動作不良（応答緩慢）が認められたため、当該レベル計を点検・修理】	—	12月3日再審議により不適合でない判断されたため
4	3号機	サービス建屋保安用資材管理室南側入口扉にドアクローザの破損が認められたため、当該クローザを点検・修理	D	
5	5号機	原子炉格納容器除湿冷却系冷水ポンプ（A）の点検において、本体締付ボルト穴内面に鑄造時の巣穴が認められたため、当該部を修理	D	
6	5号機	活性炭ホールドアップ装置建屋地階ホールドアップ塔室の天井ハッチ部より雨水のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	タービン建屋配電盤室内ストームドレンサンプポンプ出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）の軸シール水温度調節器用温度指示計に指示値不良（設定値より高め）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
9	5号機	タービン建屋換気空調系送風機（B）の出口ダンパに動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
10	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化B系造粒機ペレットホッパーのA側冷風供給弁駆動用電磁弁より異音が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
11	その他	使用済燃料共用プール設備監視用モニタテレビ装置の点検において、カメラ（4台）に動作不良（撮影不可）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで